

## 積算基準及び基準歩掛等公表要領

### (目的)

第1条 この要領は、神栖市が発注する建設工事等について、入札・契約手続きの透明性・競争性・客観性をより一層高めるために、土木工事及び建築工事の積算に用いる積算基準及び標準歩掛等（以下「基準書」という。）の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (基準書の種類)

第2条 公表する基準書は、次の各号のとおりとする。

- (1) 積算基準及び標準歩掛 土木編
- (2) 積算基準及び標準歩掛（別冊）計画調査編
- (3) 積算基準及び標準歩掛（別冊）電気通信・機械編
- (4) 積算基準及び標準歩掛（別冊）公園緑地工
- (5) 請負工事機械経費積算基準
- (6) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託
- (9) 下水道用設計標準歩掛表 第4巻 参考資料
- (10) 公共建築工事積算基準
- (11) 水道事業実務必携 第1部 水道施設整備費に係る交付要綱
- (12) 水道事業実務必携 第2部 水道施設整備費に係る歩掛表
- (13) 改訂4版 公園・緑地の維持管理と積算

### (公表方法)

第3条 基準書の閲覧場所は別表1のとおりとする。

- 2 閲覧場所内でのコピーは可能（カメラ及びハンディコピーの使用を含む。）とする。ただし、積算基準及び標準歩掛等公表要領第2条にて定められている（6）から（13）の各号の基準書については、著作権が神栖市に無いので、複製を禁ずる。
- 3 閲覧しようとする者に対しては、基準書閲覧申請簿（別記様式）に必要な事項を記載させ、各閲覧場所の担当者（以下「担当者」という。）の承認を得て行う。
- 4 閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月

3日までを除く。)の午前9時から正午、午後1時から午後4時までとする。  
ただし、必要がある場合は、閲覧時間について制限することがある。

(閲覧留意事項)

第4条 閲覧人は、担当者の指示に従い指定された場所で閲覧し、これを室外に持ち出し、又は汚損若しくは加筆等の行為をしてはならない。

2 基準書の貸出は、行わないものとする。

3 基準書の具体的内容等について、電話、来訪等による問い合わせには応じないものとする。

4 この要領に違反し、又は担当者の指示に従わない閲覧人に対しては、閲覧を中止し、又はこれを禁止することがある。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

基準書の閲覧場所	基準書の名称
都市整備部道路整備課	積算基準及び標準歩掛 土木編
	積算基準及び標準歩掛 (別冊) 計画調査編
	積算基準及び標準歩掛 (別冊) 電気通信・機械編
	積算基準及び標準歩掛 (別冊) 公園緑地工
	請負工事機械経費積算基準
都市整備部下水道課	下水道用設計標準歩掛表 第 1 巻 管路
	下水道用設計標準歩掛表 第 2 巻 ポンプ場・処理場
	下水道用設計標準歩掛表 第 3 巻 設計委託
	下水道用設計標準歩掛表 第 4 巻 参考資料
都市整備部施設管理課	公共建築工事積算基準 改訂 4 版 公園・緑地の維持管理と積算
水道課	水道事業実務必携 第 1 部 水道施設整備費に係る 交付要綱
	水道事業実務必携 第 2 部 水道施設整備費に係る 歩掛表

別記様式（第3条関係）

基準書閲覧申請簿

令和 年 月 日

課長 様

住 所	※名刺添付にて代用可
会社名	
閲覧者氏名	

下記基準書の閲覧をお願いします。

記

基準書名	閱 覧 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

## 参考

- (6) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託
- (9) 下水道用設計標準歩掛表 第4巻 参考資料

監修 下水道用部掛検討委員会

編集・発行 下水道新技術推進機構

※(6)～(9)の解説書「下水道用設計積算要領」は、(公社)日本下水道協会にて発行。

- (10) 公共建築工事積算基準

監修 国土交通省大臣官房庁営繕部

編集・発行 (一財)建築コスト管理システム研究所

発行 (株)大成出版社

- (11) 水道事業実務必携 第1部 水道施設整備費に係る交付要綱

- (12) 水道事業実務必携 第2部 水道施設整備費に係る歩掛表

発行 全国簡易水道協会

- (13) 改訂4版 公園・緑地の維持管理と積算

発行 財団法人経済調査会